

「新しい学びプロジェクト研究協議会」規約

(名称)

第1条 この会は、「新しい学びプロジェクト研究協議会」（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、参加する自治体の教育委員会等が連携しながら、協調学習の考えに基づいた研究・実践を行い、一般社団法人教育環境デザイン研究所を中心に CoREF プロジェクトを推進する大学、研究所、企業等（以下「CoREF」という。）との連携研究により各教科における実践モデルを作成し、各地域の教育力の向上に資することを目的とする。

(活動)

第3条 本会は前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) 連絡協議会の開催
- (2) 地区別研究会の開催
- (3) 実践発表会、研修会、ワークショップ及びシンポジウム等の開催
- (4) CoREF 等の他研究団体との連携、協力
- (5) その他、本会の目的を達成するために必要な活動

(会員)

第4条 本会の会員は、協調学習の研究に関心を持つ自治体の教育委員会及び学校とする。

2 各会員は、年度ごとに各会員の代表者として連絡協議会員を指定する。

(役員会)

第5条 本会は次の役員を置き、役員会を組織する。但し、役員の定数については連絡協議会の決定をもって臨時的にこれを増減できる。

- (1) 代表 1名
- (2) 副代表 4名
- (3) 監事 2名

(役員職務)

第6条 代表は、本会の活動を統括し、本会を代表する。

2 副代表は、代表を補佐し、代表に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

3 監事は、本会の会計及び活動の執行状況を監査する。

4 代表は、次の事項を行う。

- (1) 会員の入退会の承認
- (2) 事業活動計画及び報告の策定
- (3) 収支予算及び決算の策定
- (4) 予算執行の承認

(顧問)

第7条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は本会の諮問に応ずるほか、第3条に定める各活動に出席して意見を述べることができる。

(役員及び顧問の選任及び任期)

第8条 第5条に定める役員並びに前条に定める顧問の選任は次のとおりとする。

(1) 代表は、総会において連絡協議会員から選任する。

(2) その他の役員及び顧問は、代表が総会の承認を得て選任する。

2 役員及び顧問の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

(事務局)

第9条 事務局は、代表の所属する会員内に設置し、次の業務を行う。

(1) 役員、会員及び CoREF との連絡調整

(2) 第3条に定める各活動に係る連絡調整

(3) 事業活動計画書及び報告書の作成

(4) 収支予算書及び決算報告書の作成

(5) 予算の執行管理

2 予算の執行については、代表の承認を得なければならない。

(総会)

第10条 本会の総会は、原則年度当初に開催し、次のことを審議、決定する。

(1) 代表及びその他の役員、顧問の選任

(2) 前年度の事業報告

(3) 前年度の決算報告

(4) 当該年度の事業計画

(5) 当該年度の予算

(連絡協議会)

第11条 第3条第1号に定める連絡協議会は、役員、事務局及び連絡協議会員をもって構成し、原則各年度に2回以上開催し、うち1回は前条に定める総会を兼ねる。

2 連絡協議会は、連絡協議会員の3分の2以上の参加もしくは委任によって成立し、その議事は参加した連絡協議会員もしくはその委任を受けた者の過半数の承認を得て決するものとする。

(1) 連絡協議会員本人の参加が難しい場合、事務局に申し出て代理出席者を立てることができる

(2) 連絡協議会員及び代理出席者の参加が難しい場合、事務局に申し出て議決権を代表もしくは他の連絡協議会員に委任することができる

3 連絡協議会は、第3条第1項第2号から第5号に定める各活動の運営に関することを審議、決定する。

(入退会)

第12条 本会に入会又は退会するためには、予め代表にその旨を記載した文書を届け出て、承認を得なければならない。なお、文書の様式は任意とする。

(負担金)

第13条 本会の活動を行うために会員は負担金を納付しなければならない。

2 負担金の額は次のとおりとする。なお、会員が教育委員会の場合は、当該教育委員会の所属校は負担金の納付義務を負わない。また、会員が都道府県教育委員会の場合は、会員である都道府県教育委員会下の市町村教育委員会等は原則負担金の納付義務を負わない。ただし、該当の市町村教育委員会等が会員として単独参加を希望する場合、その限りではない。

(1) 教育委員会 20,000円～50,000円（参加団体の規模や参加形態等に応じて、連絡協議会にて負担金額を決定する）

(2) 学校等 10,000円

3 負担金は、事務局が管理する。

(会計)

第14条 本会の会計年度は、4月1日より始まり、翌年3月31日をもって終わるものとする。

2 本会の会計について、代表は毎年翌年度の総会において収支決算書をもって報告し、その承認を得なければならない。

(規約改正)

第15条 本規約は、役員会の発議により、連絡協議会員の過半数の同意を得て改正することができる。

附則

この規約は、平成24年5月16日から施行する。

附則

この規約は、平成25年2月2日から施行する。

附則

この規約は、平成26年5月21日から施行する。

附則

この規約は、平成30年5月11日から施行する。

附則

この規約は、平成30年8月5日から施行する。

附則

この規約は、令和3年5月10日から施行する。